

## Topics | トピックス

- ◆ 厚生労働省が『年収の壁』への対応を公表する
- ◆ 日・ポーランド社会保障協定の署名が行われる
- ◆ 日本年金機構が「ねんきんチャットボット」の機能改善を行う
- ◆ 従業員に対する「ねんきんネット」周知のお願い～「日本年金機構からのお知らせ4月号」～
- ◆ 2026年2月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で85.1%

### ◆ 厚生労働省が『年収の壁』への対応を公表する

厚生労働省が4月14日、同省ホームページにおいて、「年収の壁」への対応について公表した。

国民年金・国民健康保険においては、会社員等の配偶者で一定の収入がない人は、被扶養者（第3号被保険者）として保険料の負担は発生しないが、収入が増加して一定の収入を超えると第1号被保険者となり保険料の負担が発生する。社会保険の適用事業所に勤める人は、厚生年金保険・健康保険に加入して保険料を負担する。その分手取り収入が減少するため、これを回避するために就業調整する人がいる。その収入基準（年収換算で約106万円や約130万円）がいわゆる「年収の壁」と呼ばれている。厚生労働省では、現在、人手不足への対応が急務となるなか、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援する対応を行っている（表1）。

また、特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえ、扶養認定を受ける人（配偶者を除く）が19歳以上23歳未満である場合については、年間収入要件の額を150万円未満に引き上げた。そのほか、労働者を新たに被用者保険に適用させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に対しては、「短時間労働者労働時間延長支援コース」として助成を行う。

<表1> 「年収の壁」への対応

	現 状	対 応
「106万円の壁」への対応	従業員数51人以上の企業※に週20時間以上で勤務する場合、年収が106万円を超えると厚生年金保険、健康保険に加入する。	2026年10月に賃金要件を撤廃。
「130万円の壁」への対応	年収が130万円を超えると、国民年金、国民健康保険に加入する。	一時的な収入増については、原則として連続2回までは引き続き被扶養者として取り扱う。

※ 企業規模要件については、段階的に縮小・撤廃される。2027年10月からは36人以上、2029年10月からは21人以上、2032年10月からは11人以上、2035年10月からは10人以下の企業も対象となる。

## ◆日・ポーランド社会保障協定の署名が行われる

「社会保障に関する日本国とポーランド共和国との間の協定」（日・ポーランド社会保障協定）の署名が、4月15日、東京において、高市早苗内閣総理大臣及びドナルド・トゥスク・ポーランド首相(H. E. Mr. Donald TUSK, Prime Minister of the Republic of Poland)の立ち会いの下、河野章駐ポーランド大使とセバステアン・ガイェフスキ家族・労働・社会政策省次官 (Mr. Sebastian Gajewski, Deputy Minister, Ministry of Family, Labour and Social Policy of the Republic of Poland)との間で行われた。

現在、日・ポーランド両国からそれぞれ相手国に一時的に派遣される企業駐在員等については、日・ポーランド双方の年金制度に二重に加入することが義務付けられているが、この協定の規定により、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者等は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入すればよいこととなる。また、両国での保険期間を通算して年金の受給資格を確立できる。今後は締結に向けて、国会の承認を得て外務省が手続きを行う。なお、この協定はオーストリアに次いで、日本が署名する25番目\*の社会保障協定となる。

\*ドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア、オーストリアに次ぐ。

## ◆日本年金機構が「ねんきんチャットボット」の機能改善を行う

日本年金機構は、問い合わせに対して対話形式で24時間対応する「ねんきんチャットボット」を2025年7月から開設しているが、機能を改善したものを2026年4月1日より利用できることを広報した。

### 【機能の改善点】

#### 1. カテゴリ構成の見直し

##### (改善前)

各種通知書や届書ごとにカテゴリを構成。

##### (改善後)

質問者の属性（年金受給者・年金請求者、被保険者、事業主・社会保険事務担当者）ごとに区分（図1）。

#### <図1> 改善後のカテゴリ構成

はじめから Language X

こちらは、ねんきんチャットボットです。  
下記からご質問内容に該当する項目をお選びください。  
※対象となる項目がご不明な場合は、メッセージ欄に質問内容を入力することもできます。

**年金受給者・年金請求者の方** +

- ・【NEW】在職老齢年金制度の見直し（令和8年4月施行）
- ・扶養親族等申告書、源泉徴収票
- ・年金振込通知書、年金額改定通知書
- ・年金相談のインターネット予約
- ・ねんきんネット・電子申請
- ・海外居住、海外転出 など

**被保険者の方** +

- ・ねんきん定期便
- ・控除証明書
- ・ねんきんネット・電子申請
- ・海外居住、海外転出 など

**事業主・社会保険事務担当の方** +

- ・算定基礎届
- ・電子申請
- ・オンライン事業所年金情報サービス

ご質問を入力してください 送信

## 2. Q&Aの充実

### (追加されたQ&Aの項目)

- 年金給付にかかる制度や手続きに関するQ&A
- 国民年金にかかる制度や手続きに関するQ&A
- 厚生年金保険にかかる制度や手続きに関するQ&A
- 令和7年法改正（在職老齢年金制度の見直し）に関するQ&A など

日本年金機構は、今後も制度改正に関するQ&Aや、問い合わせが多いQ&Aを順次追加する予定。

## 3. 多言語翻訳機能の追加

### (改善前)

日本語にのみ対応。

### (改善後)

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語に追加対応。

## ◆従業員に対する「ねんきんネット」周知のお願い ～「日本年金機構からのお知らせ 4月号」～

日本年金機構は4月20日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」4月号において、従業員に対する「ねんきんネット」周知のお願いを掲載した。「ねんきんネット」は、自身の年金記録の確認や年金見込額の試算がオンライン上で行えるサービスで、マイナポータルから簡単にログインすることができる。

### ねんきんネットのメリット

1. マイナポータルから簡単にログインできる
2. 年金記録はオンラインでいつでも確認できる
3. 年金見込額をオンラインで試算できる

### ねんきんネットの詳細確認や利用方法



[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/index.html](https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html)

上記二次元コードから、ねんきんネットの登録方法や各種通知書のペーパーレス化の操作手順など、案内のためのパンフレットが確認できる。

なお、「日本年金機構からのお知らせ」4月号には、上記以外に「情報や通知書の受け取りはオンライン事業所年金情報サービスが便利です」、「保険料の納め忘れがあると、コールセンターから電話をすることができます」、「『被扶養者（異動）届』添付書類省略時の記入方法」などが掲載された。

## ◆2026年2月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で85.1%

厚生労働省は4月24日、2026年2月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2023年2月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3ポイント増の85.1%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は752万月で、納付月数は640万月。

【2024年2月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.1ポイント増の85.8%であった。納付対象月数は752万月で、納付月数は645万月。

【2025年2月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.4%であった。納付対象月数は745万月で、納付月数は622万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.6%、2年経過納付率で新潟県の92.8%、1年経過納付率で新潟県の91.1%となった。